

郷土資料センター駐車場管制機器保守点検業務 仕様書

この仕様書において、甲は発注者、乙は受注者を指すものとする。乙は、精算システムを常時正常かつ良好な運行状態に維持すると共に、万一異常が生じた場合は迅速かつ的確な処置を行うこと。

1. 対象物

対象機器：①精算機（FT-4000） 1 台
②発券機（GT-2750i） 1 台
③認証機（AR-150） 1 台
④フラップ版（AEZF-3-C） 1 8 台
⑤LED ユニット（LED 「満/空」切替表示 192 角） 1 個

製造元：アマノ株式会社

設置場所：長崎市立山 1 丁目 1 - 5 1

2. 委託期間

（1）本契約の期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までとする。

3. 業務内容

①定期保守

乙は 1 ヶ月に 1 回定期的に技術員を派遣して、点検、注油、調整などの整備を行う。

②保守時間

原則として、乙の就業時間に行うものとする。

③緊急保守

万一故障が発生した場合は、甲から通知の際は、乙は技術員を速やかに派遣して、必要な修理及び調整を行うものとする（土日・祝日を含む）。

このとき、定期保守と同様な保守を併せて行ったときは、この月の定期保守を兼ねることとする。

④保守の例外事項

- 1) 上記 1 の対象物に含まれない機器の保守作業。
- 2) 機械のオーバーホール又は移動及び改造等に要する作業。
- 3) 天災、火災等の原因による故障の修理。
- 4) 甲の故意または過失により生じた故障の修理。

⑤報告書の提出

乙は、定期保守及び緊急保守の作業を行ったときは、その結果を 5 日以内に、甲に報告するものとする。

⑥費用負担

（甲の費用負担）

- 1) 定期保守の範囲外の事項について、甲がその作業を乙に依頼した場合の費用。
- 2) 消耗品代。

(乙の費用負担)

- 1) 保守の範囲内の事項に要する経費。
- 2) 保守に要する交換部品代。別表に掲げる部品は、原則として全て乙の負担とする。
乙が負担する部品の交換は乙の判断とし、甲が負担する部品の交換は甲乙協議のうえ交換する。
- 3) 天災による故障、人為的故障、事故破損等による復旧の際は1)、2)の対象外であり部品代、派遣費用は甲の負担とする。
また交換部品については、原則として機器製造会社が指定又は推奨するものに限る。
- 4) 保守に要する工具及び測定器。

4. 契約履行体制の確認

乙は、契約にあたり緊急時の連絡体制表を書面により提出するものとする。

5. 損害の負担

乙は、契約業務の遂行に関し、乙の責に帰すべき事由により甲に損害をおよぼした場合は、乙の責任において賠償の責を負うものとする。

ただし、甲がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。

(別表)

精算機 ＜FT-4000＞	磁気リーダー 駐車券プリンター 液晶画面 コインメック 紙幣リーダー ジャーナルプリンター レシートプリンター
発券機 ＜GT-2750i＞	磁気リーダー 駐車券プリンター オートフィーダー
認証機 ＜AR-150＞	リーダー部
フラップ板 ＜AEZF-3-C＞	駆動部
LEDユニット LED 「満/空」 切替表示 192角	LED表示ユニット